

石川県公報

平成24年12月11日(火曜日)

号 外

(第82号)

目 次

選挙管理委員会		
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	1	
衆議院比例代表選出議員選挙における石川県選挙分会の場所及び日時	1	
最高裁判所裁判官国民審査における石川県審査分会の場所及び日時	1	
衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第1区選挙長		
衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区における選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時	2	
衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第2区選挙長		
衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区における選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時	2	
衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第3区選挙長		
衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区における選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時	2	
衆議院比例代表選出議員選挙 石川県選挙分会長		
衆議院比例代表選出議員選挙における石川県選挙分会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時	2	

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第92号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月11日

石川県選挙管理委員会

選挙区	選挙会の場所	選挙会の日時
石川県第1区	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1110会議室（行政庁舎11階）	平成24年12月18日 午後1時00分
石川県第2区		平成24年12月18日 午後1時20分
石川県第3区		平成24年12月18日 午後1時40分

石川県選挙管理委員会告示第93号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における石川県選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月11日

石川県選挙管理委員会

- 場所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1110会議室（行政庁舎11階）
- 日時 平成24年12月18日 午後2時

石川県選挙管理委員会告示第94号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における石川県審査分会の場所及び日時を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第34条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定によ

り次のとおり告示する。

平成24年12月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 場 所 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁 1110会議室 (行政庁舎11階)
- 2 日 時 平成24年12月18日 午後 2 時20分

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 1 区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 1 区選挙長告示第 3 号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定により、平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 1 区における選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を同法第76条において準用する同法第62条第 6 項の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月11日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 1 区

選 挙 長 小 堀 幸 穂

- 1 場 所 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁 石川県選挙管理委員会室 (行政庁舎 5 階)
- 2 日 時 平成24年12月14日 (金) 午前 9 時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 2 区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 2 区選挙長告示第 3 号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定により、平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 2 区における選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を同法第76条において準用する同法第62条第 6 項の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月11日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 2 区

選 挙 長 小 堀 幸 穂

- 1 場 所 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁 石川県選挙管理委員会室 (行政庁舎 5 階)
- 2 日 時 平成24年12月14日 (金) 午前10時

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 3 区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 3 区選挙長告示第 3 号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定により、平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 3 区における選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を同法第76条において準用する同法第62条第 6 項の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月11日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 3 区

選 挙 長 小 堀 幸 穂

- 1 場 所 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁 石川県選挙管理委員会室 (行政庁舎 5 階)
- 2 日 時 平成24年12月14日 (金) 午前10時30分

衆議院比例代表選出議員選挙石川県選挙分会長

衆議院比例代表選出議員選挙石川県選挙分会長告示第 1 号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定により、平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における石川県選挙分会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を同法第76条において準用する同法第62条第 6 項の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月11日

衆議院比例代表選出議員選挙石川県選挙分会

選挙分会長 今 村 良 栄

- 1 場 所 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁 石川県選挙管理委員会室 (行政庁舎 5 階)
- 2 日 時 平成24年12月14日 (金) 午前11時

